

第 205 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 6 号

令和 3 年 6 月 2 日かすみがうら市農業委員会告示第 6 号をもって、令和 3 年 6 月 10 日（木）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 205 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 6 月 10 日（木） 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	10 番	高田 健司	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝
14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄				

4. 欠席委員

13 番 栗山 千勝

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明(書記) 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

3 番 鈴木 良道 4 番 宮本 教夫

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第13号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出
について
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第39号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 現況証明願の交付決定について
議案第43号 農地改良協議書に対する同意について
議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定
について
議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定
について（農地中間管理事業）

議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配
分計画案の意見の決定について

議案第 47 号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）につ
いて

議案第 48 号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定
について

⑥決議について

決議第 1 号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議について

午後 3 時 35 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和3年度 第205回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により、13番 栗山委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長補佐	(諸般の報告朗読)
議長	<p>次に会議録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、3番 鈴木良道委員、4番 宮本教夫委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	<p>次に 報告第13号から第15号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第39号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
8番 久松委員	<p>6月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、飯田委員と井坂委員と私、久松の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番は、新治地内の●●●●●●●●●●●●●●から約200m南東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況は、栗の木が1本植栽されており、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。</p> <p>まず、宍倉地内の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約800m北東に位置する畑1筆になります。</p> <p>次に同じく宍倉地内の●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●から約1km北東に位置する畑1筆になります。</p> <p>現況はともに、さつまいもの苗が作付けされており、きれいに管理されました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。</p> <p>まず、上稲吉地内の●●●●から約400m南西に位置する畑1筆になります。</p> <p>次に同じく上稲吉地内の●●●●から約500m南に位置する田1筆になります。</p> <p>現況はともに、雑草繁茂の状態でした。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。みょうがを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号4番は、下土田地内の●●●●●●●●●●●●●●から約700m北東に位置</p>

する畑 1 筆になります。
現況は、ビニールハウス等がありました。きれいに管理されていまして。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜の苗を作付けする計画です。

続きまして番号 5 番・6 番は、譲受人及び譲渡人が同一のため一括で説明いたします。

まず、番号 5 番の三ツ木の農地は宍倉地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 南東に位置する田 1 筆、畑 4 筆、宍倉の農地は、宍倉地内の●●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する田 2 筆になります。

番号 6 番の三ツ木の農地は宍倉地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約 500m 南東に位置する田 7 筆、畑 2 筆、宍倉の農地は、宍倉地内の●●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する田 2 筆になります。

現況は、番号 5 番、6 番ともに少々雑草がありましたが、おおむねきれいに管理されていまして。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
大麦、トウモロコシを作付けする計画です。

続きまして番号 7 番は、坂地内の●●●●●●●●●●から約 400m 南東に位置する田 2 筆になります。
現況は、きれいに管理されていまして。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
れんこんを作付けする計画です。

続きまして番号 8 番は、牛渡地内の●●●●●●●●●●から約 500m 東に位置する田 1 筆になります。
現況は、きれいに管理されていまして。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
れんこんを作付けする計画です。

続きまして番号 9 番は、坂地内の●●●●●●●●●●から約 700m 北東に位置する田 1 筆になります。
現況は、きれいに管理されていまして。
申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
水稻を作付けする計画です。

続きまして番号 10 番・11 番は、譲受人が同一であり、隣接した農地に関連がありますので、一括で説明いたします。

番号 10 番は上土田地内の●●●から約 200m北西に位置する畑 5 筆、番号 11 番は同じく上土田地内の●●●から約 300m北に位置する畑 1 筆になります。

現況は、番号 10 番、11 番ともに雑草繁茂の状態であり、梨、ブドウ、柿の木などが植栽されていました。

申請人は新規就農のため、今回の申請に至りました。

今後については、休耕状態の果樹園を手入れし、梨・栗・ブドウ・柿の果物栽培を行い、観光果樹園として経営する計画です。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

只今、事前調査員の方の説明が終わりました。

議 長

これより、議案審議に入ります。

番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号 1 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。

番号 2 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 3 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 4 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 5 番、番号 6 番については、譲受人、譲渡人が同一で、申請地も隣接地で関連がありますので一括審議といたします。 番号 5 番、番号 6 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番、番号 6 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 5 番、番号 6 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号8番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号9番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号9番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号10番、番号11番については、譲受人が同一で、申請地も隣接地で関連がありますので一括審議といたします。 番号10番、番号11番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

3番 鈴木 (良) 委員	反対とかではないんですが、水戸市から耕作に毎日来るんですか。 これ、競売ではないんですか、駐車場から宅地から、事務所から、全部競売なんですけど、農地だけは競売ではないんですか
事務局	説明いたします。農地に関しましては競売ではなくて、個人間での取引での3条での売買になります。
3番 鈴木 (良) 委員	事務所とか駐車場から宅地から、全部競売ですよ。
事務局	農地の向かい側の宅地部分に関してなんですが、私のほうで聞いているお話では、そちらに関しては競売物件として取得されていると聞いております。
3番 鈴木 (良) 委員	水戸からこの地に耕作に来るんですか、水戸の人が買ったみたいですけど。
事務局	水戸のほうから通ってくるということで、距離的にはだいたい30キロ位で、所要時間は車で45分位でこれる距離ということで、最初の1年に関しましては、今現在、荒れてる状態なので復元作業を行って、観光農園として再開する方向で進める計画とのことです。
3番 鈴木 (良) 委員	●さんという方が買ったみたいなんですけど、前の事務所、全部競売になったの、これらは関連はあるんですか。 いろんな会社が入ってますよね、事務所買いましたよね、駐車場から全部、この方と前の会社との関連はあるんですか。
事務局	今回申請にあがってる農地で、●●●●番地のほうですが、こちらの道路挟んで向かい側にある建物なんですけど、こちらの建物を競売で落とした方が今回申請人の方が務められてる会社の方の親族と聞いております。
3番 鈴木 (良) 委員	じゃあ、関連あるんですね。
事務局	はい。

3番 鈴木 (良) 委員	わかりました。ありがとうございました。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 10 番、番号 11 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は 挙手 をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 10 番、番号 11 番は、原案のとおり許可することに決定 いたします。
議 長	「議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」 は、原案のとおり許可することに決定いたします
議 長	次に「議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたしま す。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しておりま す。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
9 番 飯田委員	それでは説明いたします。 番号 1 番図面番号 1 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約 300m 東に位置する畑 1 筆になります。 こちらは第 2 種農地と判断しました。 申請人は、駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 2 番図面番号 2 番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約 700m 南東に位置する畑 1 筆になります。

	<p>こちらは農用地区域内の農地ですが、転用目的が農地の管理上必要な農業用水路ですので、農振法第3条第1項第3号に該当し、除外・用途変更が不要な農地になります。</p> <p>申請人は、市用水路との付け替えのため今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより、議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
4番 宮本委員	<p>●●さんの自営業の内容はなんですか</p>
事務局	<p>自営業の内容は確認をとっておりません。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に「議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p> <p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
<p>9 番 井坂委員</p>	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、牛渡地内の●●●●●●●●●●から約 1 k m北西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、資材置場として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号 2 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、安食地内の●●●●●●●●から約 300m南西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号 3 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、安食地内の●●●●●●●●から約 400m南西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p>

	<p>続きまして、番号4番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約400m南西に位置する畑1筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号5番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。 申請地は、●●●●●●から約400m北西に位置する畑2筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅を建築するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして番号6番・7番は、譲受人が同一で関連がありますので一括で説明いたします。図面番号8、9番も併せてご覧ください。 番号6番の申請地は、●●●●●●●から約300m南に位置する畑2筆、番号7番の申請地は、上軽部地内の●●●●●●●から約600m北西に位置する田1筆、畑4筆になります。 これらはともに、第2種農地と判断しました。 申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 なお、今回番号6番、7番ともに農地以外についても事業計画に含まれており、6番は総事業面積12,730㎡、7番は総事業面積15,975㎡となります。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議長 議長 4番 宮本委員</p> <p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p> <p>資材置場は何をおくんですかね。</p>
--	--

事務局	説明いたします。転用計画の中で、今回資材置場に置くものとしましては、法人のほうで使用不能となった機械、雑穀などを置くための資材置場と聞いております。以上です。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号 3 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 3 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	番号 4 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 4 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号 5 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 5 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 5 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号 6 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
11 番 谷中委員	6 番と 7 番は関連してるかと思うんですけども、転用計画の中で、太陽光発電パネルの枚数 6 番 2 0 2 3 枚、7 番 2 0 2 3 枚、面積が違うんだけど、どういう関係なんだろう。
事務局	補足説明させていただきます。今回の転用計画全体としましては、6 番 7 番ともパネル枚数 2 0 2 3 枚という計画なんですけど、農地部分につきましては、6 番に関しましては 3 9 0 枚、7 番に関しましては 1 0 8 0 枚となっております。農地以外の周辺の山林の部分も含めての計画となっております。全体計画としては 6 番 7 番とも 2 0 2 3 枚のパネルを設置する計画となっております。わかりづらくて申し訳ございませんでした。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 6 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。なお、議案第41号番号7番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんには、ご承知おき願います。
議 長	次に「議案第42号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
7番 飯田委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号10番も併せてご覧ください。 申請地は、上土田地内の●●●から約200m北西に位置する畑1筆になります。 こちらは、30年以上前から下水道施設のための制御盤等が設置され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第42号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第43号 農地改良協議書に対する同意について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。 なお当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 飯田委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番なります。図面番号11番も併せてご覧ください。 申請地は、下稲吉地内の●●●●●●●●から約300m南東に位置する畑1筆になります。 下稲吉地内の土地の土砂を搬入し、土地の段差解消をするための申請となります。 改良後はさつまいもを作付する計画となっております。 以上、同意相当と判断しましたが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願います。</p>

議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第 43 号 農地改良協議書に対する同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 44 号 について原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	次に「議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 45 号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。
議 長	次に 「議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の 意見の決定について」 上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 46 号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議 長	全員賛成ですので、「議案第 46 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第 47 号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」上程いたします。
事務局	事務局より議案の説明をお願いします。 それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 47 号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 47 号かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に「議案第 48 号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について」上程いたします。
事務局	事務局より議案の説明をお願いします。 それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
5 番 塚本 (勝) 委員	違反転用に関してなんだけど、違反転用した人に対して、どういう話をしてるのか確認したい、そのまま放置してる状態なのか
事務局	農地利用状況調査時において確認できた違反転用につきましては、まだ、指導するに至ってはおりません。

5番 塚本 (勝) 委員	環境課とか相談しながらやったらどうなんですか。
事務局	関係機関や市役所内関係課、関係する場合には調整をしながら、できる範囲もあろうかとは思いますが、指導なりを検討したいと思います。
2番 西崎委員	罰則みたいなものはないんですか。
事務局	違反転用の内容によりますけど、農地法にからむ部分に関しましては農地法による罰則がありますし、都市計画法にからむ場合は都市計画法による罰則もあります。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 48 号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 48 号 農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに活動計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、決議第 1 号「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議」を上程します。 提案理由の説明を 9 番井坂会長代理 お願いします。
9番 井坂会長 代理 議 長	(提案理由の説明を行う。) 提案理由の説明が終わりました。 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。
2番 西崎委員	農業新聞と農業委員会はどういう関係なんでしょうか
事務局	全国農業新聞に関しましては、全国農業会議所で発行している新聞になります。 農業委員会の方には、こちらの新聞の普及推進ということでお願いをされている次第です。

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>決議第 1 号 について、原案のとおり決議することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「決議第 1 号全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他として、事務局からの説明があります。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>前回の総会において、議案審議終了後にあった質問について報告します。</p> <p>平成 25 年 5 月 16 日に許可されましたコインランドリーを目的とした店舗建設のための農地法 5 条の進捗状況ですが、事業者を確認したところ、当初の計画であるコインランドリーをとりやめ、再度転用計画を立て直すとのこと。具体的な計画が定まり次第、再度事務局に来庁するよう指導しております。</p>
議 長	<p>この件について、何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
議 長	<p>その他、農業委員さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
議 長	<p>来月の総会は、7 月 12 日 (月) 午後 2 時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、高田健司委員、谷中昌委員、廣原孝委員です。</p> <p>日時は、7 月 2 日 (金) 午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> ① 全国農業新聞普及推進について ② 国・県農業施策に対する意見・要望とりまとめについて ③ 農地利用状況調査の日程表及び関係資料の配布 ④ 農業者年金加入推進セットの配布 ⑤ 農地プランの実質化のセミナーの DVD 及びテキストの配布

議 長	只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (質疑なし)
議 長	それでは、以上を持ちまして、第205回 総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦勞様でした。
事務局	起立、礼、お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____